

地域包括支援センターを活用しましょう！

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが安心して生活できるように、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が様々な相談を受けてお手伝いしています。

財産の管理に自信がなくなってきた、代わりにしてくれる制度はないかな？

訪問で、高い布団を買わせられた。その後も不審な電話がある。

隣の家から怒鳴り声が聞こえるけれども、大丈夫か？

独居だが、できるだけ日高町で自立した生活がしたい。

最近、足腰が弱ってきたようで、転ぶことが多いんだけど、……

自分にあった健康づくりがしたい。

自宅に手すりを取り付けたり、お風呂のイスを買いたい。

認知症を防ぐには？

要介護（支援）の認定を受けた。介護保険制度について知りたい。



地域包括支援センターに連絡しましょう！

元気に生活できるように！！

- ・サクサク脳トレ教室
- ・モリモリ運動教室
- ・「ふまねっと」運動などの講座

認知症のことをもっと知りたい

- ・認知症サポーター養成講座

困りごと（相談ごと）に対して

- ・地域の皆さん・民生委員・行政・病院・社会福祉協議会等とネットワークをつくり、支えます。
- また、地域ケア会議を通し、地域全体で高齢者の課題に取り組んでおります。

日高町には、門別地区・日高地区にそれぞれ1か所ずつ設置され、高齢者の生活に関する様々な相談を受けております。

高齢者ご本人からはもちろん、ご家族やご近所の方からの相談も受けております。

相談方法は直接センターに来所していただくほか、お電話でも受けています。また、職員がご自宅までお伺いすることも出来ますので、気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

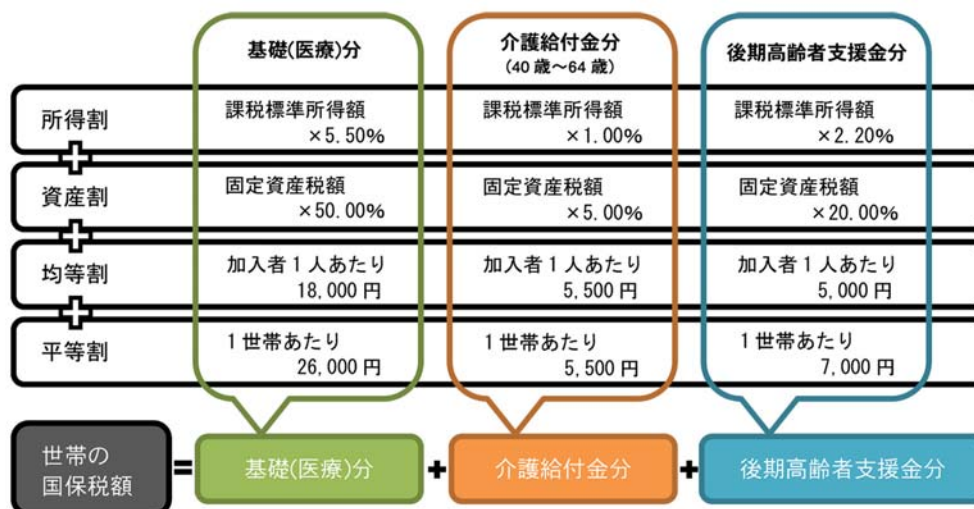
- 門別地区 門別地域包括支援センター（門別指定介護予防支援事業所）
門別本町29番地の3 電話 01456-2-6789
- 日高地区 日高地域包括支援センター（日高指定介護予防支援事業所）
栄町東1丁目303番地の12 電話 01457-6-2343

国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)を改正します。

●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産、加入者数などを基に算出します。



●改正の概要

今回の改正の要点は「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」の2点です。

① 基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、基礎(医療)分と後期高齢者支援金分の限度額をそれぞれ1万円、介護給付金分を2万円、合計で4万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎(医療)分	51万円	52万円	1万円
介護給付金分	14万円	16万円	2万円
後期高齢者支援金分	16万円	17万円	1万円
合計限度額	81万円	85万円	4万円

② 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円(据え置き)
5割軽減	33万円+24万5千円 ×被保険者数	33万円+26万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+45万円×被保険者数	33万円+47万円×被保険者数

【お問い合わせ】

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001